



自分のお店を持ちたい

商店街の空き店舗に お店を開くと 最大50万円の 支援が出ます!



FEG
Fukui Economic Gateway



誰かがいる



初期費用抑えたい...



チャレンジ!



夢を叶えたい
空を店舗活用したい

藤枝市では商店街等の空き店舗などに新規出店し、まちの賑わいづくりに貢献する開業者を支援しています

対象

【対象者】

- ・ 商店街区域又はその他の指定区域で新規出店する者
- ・ 未活用空き店舗等の所有者

【対象物件】

- ・ 空き店舗 ・ 商業施設の空きスペース
- ・ 現に営業している店舗の空きスペース ・ 空き家

【対象経費】

- ・ 開業に係る改装費（※壁面、可動できない設備等空き店舗などの内装の設備に係る工事費及び玄関、ショーウィンドウ、可動できない店舗看板等空き店舗などの外観の整備に係る工事費）

条件

（抜粋※）

- ・ 午前10時から午後5時までの時間帯に営業すること
- ・ 2年以上事業を継続すること
- ・ 藤枝市商業立地ガイドラインに基づく地域貢献に取り組み、商業地の賑わいに寄与すると認められる事業であること
- ・ 商店街区域では商店街組織に加入し、商店街活動に協力すること
- ・ 年度末までに事業が完了すること
- ・ 申請者が所有している物件、もしくは所有者から直接借り受ける又は購入する物件であること

補助上限

対象改装費の1／2以内で次のいずれか少ない額
①最大50万円 ②藤枝市内業者に発注した改装費

※その他にも条件がございます。詳しくは「藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付要綱」をご覧ください。

申請から交付までの流れ

概ね2週間位	事前相談	手続きの流れや必要書類の確認、書類の提出時期の打ち合わせ
	事業計画作成	藤枝商工会議所又は岡部町商工会の経営指導を受け、事業計画を作成。
	補助金申請	藤枝商工会議所又は岡部町商工会の意見書、出店する空き店舗等がある商店街の意見書（商店街区域の場合）ほか必要書類を添付のうえ、補助金交付申請書を市に提出。
	内容の審査 交付決定	市で申請内容を審査し、補助金の交付を行うかを決定。
	事業の開始 事業完了 実績報告提出	交付決定後に事業（改装工事）を実施。 完了後は速やかに必要書類を添付のうえ、実績報告書を市に提出。
	現地確認 交付確定	提出された実績報告書をもとに、現地確認を行う。 工事が適正に行われていることを確認した後に、補助金の交付を確定。
	補助金の請求	補助金の交付確定通知書を受け取ったら、受領の日から14日以内に市に請求書を提出。
	補助金の支払	請求を受領した後に補助金が支払われる。

対象エリア



- ① 中心市街地活性化エリア
- ② 藤枝地区商業集積エリア
- ③ 岡部地区商業集積エリア

詳しくはHPをご覧ください

その他の支援

FEG EG支援センター エフドア

エフドアでは新しく事業を始めたい人や、現状を改善したい事業者の課題解決をお手伝いしています。ビジネスにおける様々な相談に「産業コーディネーター」が丁寧にお応えする相談窓口です。

相談無料 伴走型支援 豊富な情報

窓口週間カレンダー						
月	火	水	木	金	土	日
定休日	相談日	定休日	相談日	相談日	相談日	定休日



藤枝市産業コーディネーター
村松晴義（中小企業診断士）

お問い合わせ・ご予約

営業時間 10:00～18:00（相談日は祝日でも営業）

✉ egfujieda@yahoo.co.jp

☎ 054-637-9008 HP <http://fujieda-eg.jp/>

藤枝市前島1-7-10 BiVi藤枝1階 藤枝市産学官連携推進センター内



この制度に関するお問い合わせ

藤枝市産業振興部 商業振興課

〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目15番25号 藤枝市役所南館2階

☎ 054-643-5250 ✉ sho-kan@city.fujieda.shizuoka.jp

HP <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp>



様式等申請書のダウンロードや詳細は



藤枝市 開業チャンス

検索